

おわりに

本委員会においては、これまで平成15年7月から令和2年3月までに確認された1,251例(1,457人)の死亡事例について、17次にわたって検証を行い、報告書として取りまとめ公表してきた。

この間には、児童虐待防止法や児童福祉法の改正により、児童虐待の定義の見直しと通告義務の範囲の拡大、市町村の役割の明確化や要保護児童対策地域協議会の法定化、児童の安全確認等のための立入調査等の強化、乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業の法定化、さらには民法等の一部を改正する法律の施行によって、親権の停止制度が創設され、児童相談所長の親権代行規定や児童福祉施設の長による入所中の児童等に対する監護措置の規定の整備等が行われてきた。

そして、平成28年度の児童福祉法等の改正では、児童虐待の発生予防から発生時の迅速・的確な対応、被虐待児童への自立支援等の今後の方向性を示すとともに、児童が適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障される権利を有することを明確化した。平成29年度には、虐待を受けている児童等の保護者に対する指導への司法関与等が定められた。

さらに、令和元年度の児童福祉法等の改正では、児童の権利擁護に関し、親権者等による体罰の禁止を法定化するとともに、児童相談所における医師、弁護士等の配置を促進することとした。また、児童相談所の設置促進に関し、児童相談所の設置に向けた中核市及び特別区への施設整備及び人材確保・育成を支援すること、DV対策と連携する等の措置が講じられた。

また、「児童相談所における一時保護の手続き等の在り方に関する検討会」において、一時保護から社会的養護措置及び家庭復帰支援に至る一連の制度全体について、効果的な運用も含めた手続きの在り方等に関するとりまとめ(令和3年4月)が行われ、「子どもの権利擁護に関するワーキングチーム」において、子どもの意見表明権の保障のあり方、権利擁護の仕組みのあり方等を踏まえた目指すべき方向性についてのとりまとめ(令和3年5月)が行われるなど、虐待防止に向けた体制強化に係る取組を行っているところである。

これらは、子ども虐待の防止等を図り、子どもの権利利益を養護する観点から整備及び取り組まれてきたものであるが、依然として児童虐待による死亡事例が後を絶たない現状は、極めて残念なことである。

なお、一方で、実際の現場では、毎年度虐待相談対応件数が増加する中であっても、多くの関係者が虐待を受けた子どもたちの安全第一に関わり、虐待に至らないように養育者を支援するために、日々懸命な努力されていることを忘れてはならない。

だからこそ、虐待対応に関係する方々には、自らの対応と本報告の内容に鑑み、他の機関や関係者との連携の在り方等、改めて自らの対応を振り返る機会としていただきたいと思う。

最後に、日々、児童虐待防止対策に当たる現場の関係者の方々に心から敬意を表するとともに、本報告が一人でも多くの子どもを児童虐待から守ることに資することを望んでやまない。

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会

○委員名簿（第17次報告）

相澤 仁	大分大学福祉健康科学部教授
秋山 千枝子	医療法人社団千実会理事長
安部 計彦	西南学院大学人間科学部社会福祉学科教授
大木 幸子	杏林大学保健学部教授
高橋 温	新横浜法律事務所弁護士
田中 哲	子どもと家族のメンタルクリニックやまねこ院長
納米 恵美子	特定非営利活動法人全国女性会館協議会代表理事
野口 まゆみ	医療法人西口クリニック婦人科院長
橋本 和明	花園大学社会福祉学部臨床心理学科教授
◎ 山縣 文治	関西大学人間健康学部教授

◎ 委員長

(50音順)

(令和3年8月1日時点)

○委員会開催経過

- ・第92回 令和2年11月20日
- ・第93回 令和3年3月1日
- ・第94回 令和3年4月30日
- ・第95回 令和3年5月28日
- ・第96回 令和3年7月6日

○現地調査経過

- ・令和3年1月24日
- ・平成3年2月16日
- ・平成3年3月8日
- ・平成3年3月15日